

平成 2 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「，第 5 項または第 2 4 項」を「または第 19 項」に改め，同項第 3 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 7 項および第 2 8 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項および第 2 3 項」に改め，同項第 4 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 7 項および第 2 8 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項および第 2 3 項」に，「第 3 2 1 条の 8 第 2 7 項もしくは第 2 8 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項もしくは第 2 3 項」に，「第 3 2 1 条の 8 第 2 8 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」に改める。

第 2 5 条の 2 第 2 項中「同項第 1 号の 2 」を「同項第 2 号」に，「同項第 1 号の 3 」を「同項第 3 号」に，「，同項第 2 号の均等割額の算定期間または同項第 3 号」を「または同項第 4 号」に改める。

第 2 7 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第 27 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，地方税法施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を經由して，市長に提出しなければならない

い。

(1) 当該給与支払者の氏名または名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他地方税法施行規則で定める事項

2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項または法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他地方税法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第27条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規

定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他地方税法施行規則で定める事項

2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、地方税法施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用について

は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、  
「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払  
者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受  
けた日」とする。

第30条の10中「第5項、第24項、第27項および第28項」を  
「第19項、第22項および第23項」に、「第5項、第24項および  
第28項」を「第19項および第23項」に、「同条第27項」を「同  
条第22項」に改める。

第34条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」  
に改める。

第75条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第15条中「1,564円」を「2,190円」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第  
27条の3の次に2条を加える改正規定および第34条第7項の改正  
規定ならびに次条第1項から第3項までの規定は、平成23年1月1  
日から施行する。

##### ( 市民税に関する経過措置 )

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第27条の  
3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項およ  
び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第27条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出  
する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第27条の3の3第1項の規定による申告書  
を提出する場合には、同条第2項中「前項または法第317条  
の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「  
所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の  
規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告  
書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書

を含む。)に記載した事項のうち前項各号または法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

- 4 新条例第11条，第25条の2および第30条の10の規定は，平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税および各連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税および各連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成22年10月1日（次項および第3項において「指定日」という。）前に課した，または課すべきであったたばこ税については，なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第72条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項および第6項において同じ。）または小売販売業者がある場合において，これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは，これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして，これらの者にたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数

とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第15条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「省令」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第11条、第74条第2項、第78条第4項および第81条の規定を適用する。この場合において、新条例第11条第1項第2号および第3号中「第78条第1項もしくは第2項」とあるのは「函館市税条例の一部を改正する条例（平成22年函館市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第3項」と、新条例第74条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第78条第4項中「第1項または第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定によりたばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第79条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係

る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第78条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、たばこ税の税率を引き上げることとし、および個人の市民税に係る扶養親族申告書に関する規定の整備等をし、ならびに地方税法施行規則の一部改正に伴い規定を整備するため